

# 市議会報告

2013年 中村亨「もっす」通信:NO. 6号  
連絡先:020-0853盛岡市下飯岡3-22-1  
TEL019-658-1111FAX019-658-0505  
メールアドレス tohru.nk@gmail.com

発行2013年5月:「市民連合」(盛岡市議会議員)中村とおる議会活動報告



春の訪れに木々の緑も深みを増し、青い空で羽ばたく鳥の囀りも心地よく感じられますが、農家の方は、田植えの準備や「苗っこ」のビニルハウス内の温度管理をしなければならないので、なかなか遠出も出来ない季節でもありますね。

私も市議会議員として二年目の春を迎え、初心忘れずに皆様の声を市政に届けてまいります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

## 3月定例会における一般質問登壇状況



この議会活動報告の作成に関する経費は、政務調査費を充当しております。

### 私の3月定例会における一般質問趣旨

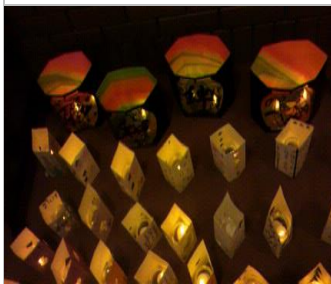
盛岡広域連携における定住自立圏の考え方。玉山区への整備投資に反して人口減少している認識は。生エコタウン事業や(仮称)藪川地区農村交流センター整備事業の地域への波及効果について。障がい者福祉について、盲導犬と歩ける街づくり、同行援護の現状について、バリアフリー新法における公共施設整備等に対し質問・提言を行った。

3月定例会は2月22日から3月27日までの34日間の会期で行われました。

主な議案は、平成25年度盛岡市一般会計予算における歳入歳出予算総額1,033億4,700万円をはじめ、国民健康保険費特別会計予算や後期高齢者医療費特別会計予算、中央卸売市場費の特別会計予算、水道、下水道、病院事業会計予算など平成25年度各種事業の当初予算関係議案。

盛岡市総合計画条例、盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例、盛岡市障害者自立支援条例の一部改正、盛岡市・玉山村新市建設計画の変更、藪川辺地総合整備計画の変更や各(新庄・浅岸、梁川・川目、乙部・大ヶ生)辺地総合整備計画、平成24年度盛岡市一般会計補正予算(第6号)等の各事業の24年度補正予算を含め、59件すべての議案が可決されました。

# 中村とおる「一般質問」要旨



2013年3月11日盛岡市民文化ホールで開催された東日本大震災追悼式典に出席。会場入り口の牛乳パック等を利用した灯籠の灯火。



春の光の木漏れ日が沢の雪解け水に反射し、木々の緑が鮮やかな5月春の緑の募金期間は5月31日までですが、森林を守り育てることは、自然のダムを作り、命の源である水をたくさん蓄えることにつながります。



自治会等で防犯灯の設置が難しい通学路について、今回も予算審査特別委員会で質問し、市側から今年度内に通学路における照明灯の必要箇所についてアンケートが行われることとなりました。

## 盛岡広域連携について

**質問** 滝沢村の市施行によって本市との関係や広域市町村長懇談会の仕組みに変化が生じるのか。

**市長答弁** 本市との関係は変わらないものと存じております。滝沢村は、市制移行に伴い、行政権限が拡大し保健福祉分野など、新たに担任することで自治体としての住民サービスが充実されるものと存じており、共通課題に連携を深めてまいりたい。

**質問** 定住自立圏の考え方、中核的な都市の担うべき役割と財政措置や各市町との柔軟な仕組み、制度化について話し合っていくべきでないか。

**市長答弁** 自治体間連携や定住自立圏の考え方を考慮し、本市としても事務の共同処理や事業の協力・連携、共通課題に今後も取り組んでまいりたい。

## 玉山区の人口減少をどう捉えているのか

**質問** 玉山区の合併以降の人口推移を見ると人口減少が続いているように思えるが、この間、玉山区への各種整備事業の投資が定住人口の増加につながっていないと感じるが、市長の見解は。

**市長答弁** 玉山区においては、定住人口の増加を図るため、区画整理事業や新市建設計画に基づく都市基盤整備などを進めて来ておりますが、これまでの人口推移を踏まえれば、残念ながら定住人口の増加に直接結びつく結果にはつながっていないところでありまして、こうした状況から、今後におきましては、新たに新市建設計画に加えた「生出地域エコタウン事業」を始め、ソフト事業も含めて、玉山区の地域資源を活用しながら、計画の着実な推進を図り、定住人口あるいは交流人口の増加に繋げるよう努めてまいりたい。

## 今後の福祉施策(障がい福祉)について

**質問** 「元気なまち」を実現するための行政経営における今後の福祉施策をどのように考えているか。

**答弁** 暮らしを支える社会保障制度を充実するとともに、適正に制度を執行し、生活の自立支援を進めることが、市の基本的考えであり、子どもからお年寄りまで安心して健やかに暮らすことが出来る環境づくり、市民の多様なニーズに対応した各種福祉施策を、総合計画の事業に位置付けながら推進することとしております。特に障がい福祉の分野については、「障害者総合支援法」の基本理念に基づき、「日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行い、障がいのある方が、自立した日常生活を送ることが出来るよう、障がいの特性等に応じた障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。

## 盲導犬とともに歩ける環境づくり

身体障害者補助犬法により、やむをえない場合を除き犬の同伴を拒否できないことになっておりますが、日本盲導犬協会からは、これらの苦情が減っているものの、未だ制度の周知が十分でないと同っております。今後とも、関係団体等からの状況をお聞きしながら更なる制度の周知啓発に努めてまいりますと存じます。

**質問：**第二次盛岡市自治体経営の指針における都市の魅力・価値の育成では、将来にわたり「元気なまち」を実現し、人々に「住み続けたい」、住んで見たい」「訪ねて見たい」と感じてもらうために、本市の魅力や価値を積極的に戦力的に内外に発信し、認知度や都市のイメージを高め活性化を目指すと言われております。さて、「住み続けたい」「住んでみたい」という思いを抱かせる一つの観点として福祉の充実があると思えますが、そのなかで安心して障がい者の方と盲導犬が共に歩けるまち、公共交通機関や店舗においても盲導犬と一緒に乗れたり、入店できる環境作りが必要と考えますがどうか。

**答弁：**段差のない歩道や点字ブロックの設置などのハード面の整備や、歩道に障害物を置かないことなど、歩きやすい環境作りは、人にやさしいまちづくりを進める上で重要なことであると存じます。また、公共交通機関や店舗に視覚障がい者が盲導犬を同伴することは、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながるものと認識しております。



桜満開の一コマ。



2012年3月議会で私が取り上げた羽場地内の市道が凸凹のため果樹等の搬送の際に荷いたみが生じる路線がこの度、舗装が行われました。



写真は大通り商店街の石張り歩道で、点字ブロックがありません。今回、私の質問は、役目を終えた盲導犬を深い愛情で飼育しておられる方とお話する機会があり、「盲導犬と視覚障がい者の方が大通り二丁目の市道上で自転車をはみ出して駐輪していたために、動けず迷っておられたところを商店街歩道へ案内した」が、歩道に点字ブロックがなぜ無いの？から取り上げさせていただきました。

## 大通りアーケード街の歩道に点字ブロックは？

**質問：**視覚障がい者にとっての命の道標でもある点字ブロックが、交差点付近だけで、アーケード街の歩道上には無いが、その経緯と歩道の管理、除雪等はその様になっているのか。

**答弁：**現在の石張りの歩道や点字ブロックにつきましては、昭和63年に盛岡大通商店街協同組合が、盛岡大通商店街近代化事業により整備したものです。点字ブロックの位置につきましては、市と協議したうえで、交差点などの横断歩道部に限定して設置する事例が、当時、多かったことを踏まえ、整備されたものです。歩道の管理や除雪は市と協定を締結して商店街組合が行うこととされております。

**再質問：**昭和63年当時の経緯はわかったが、現状の石張りの歩道に埋め込みの点字ブロックは難しいと思うので、張り付けタイプの点字ブロック設置と除雪に関して商店街組合と協議して頂きたい。

**答弁：**大通り商店街と連携しながら誰もが安心して商店街を訪れて頂くよう努力してまいります。



2013年3月28日ひめかみ有機センター竣工記念式典。家畜(牛)のふんを堆肥化処理する施設が完成。総事業費4億9千7百万円合併特例債での事業。TPP参加が浮上する中で真に畜産農家の一助になるよう期待します。



写真の上飯岡児童センターの分室予定の消防屯所。都南合併から20年、盛南開発により児童数の増加傾向にあること。しかし合併時に飯小西側に児童センター用地が確保されている状況中で暫定措置としての分室設置。私は議案審議において、市が一学区に一児童センター設置を基本方針としていることに対し、住環境の変化や用地が確保されている点において、方針転換し建設を求めるとともに、今回の分室設置に対し、子ども達の安全確保や横断歩道の設置、機会あるごとに保護者の意見を聞くように要望した。

## 障がい者福祉に関して

法趣旨に沿った取り組みを進めるとともに更なる周知啓発に努めてまいりたい。

答弁…公共施設では、新增築等の2,000平方メートル以上の病院、老人福祉センター等の特別特定建築物や盛岡駅の東西地区に定めている重点整備地区内の道路、路外駐車場、都市公園等が対象とされているものであり、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレ及びスロープの設置等の段差解消など法に定められた運用を行っているものです。また、既存建築物では、同様の内容が努力義務の対象となっており、公共施設においては、オストメイト対応のトイレ等の整備を行っているところであり、オストメイト対応のトイレの設置では平成25年1月末まで市有建築物が39施設、国・県及び民間施設が40カ所となっております。また、岩手県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくパーキングパーミット制度については、協定施設が31施設で57区画となっております。今後ともバリア新

質問…訪問系サービスにおける同行支援の現状、ヘルパー体制と常時対応できる状況にあるか伺いたい。

答弁…視覚障がい者が外出する際にヘルパーが同行し、回りの情報を伝える移動の援助や代筆・代読を含む手続等の補助をするなど、視覚しようがい者の社会参加の支援を行っており、平成24年度の実績では、14人の方が利用しております。ヘルパーの体制ですが市内41のヘルパー事業所のうち、同行支援を行っているのが15事業所であり、概ね月単位でシフトを組んでいることから定期利用でない場合には、ヘルパーの勤務調整が必要となり、随時の対応は難しい状況と伺っております。

質問…バリアフリー新法による努力義務や適合義務において、市の公共施設等はどの様な施策を行っているのか、また、今後どのように進めて行こうとしているのか。

## 岩手県療育センターの矢巾町への移転に関して

質問…療育センターが矢巾町へ移転した場合でも療育支援事業は県に委ねるのか、市として療育センターを整備する考えはあるか。

答弁…療育センターは医療と福祉が連携した療育の拠点となっており、日常的に医療ケアを必要とする重症心身障がい児等が通所しており、移転後も通所している方は県療育センターへ通所することになると存じます。なお、通所者への対応については県から示されていないことからその動向を注視してまいりたい。市の療育センターの整備は計画していないところであり、